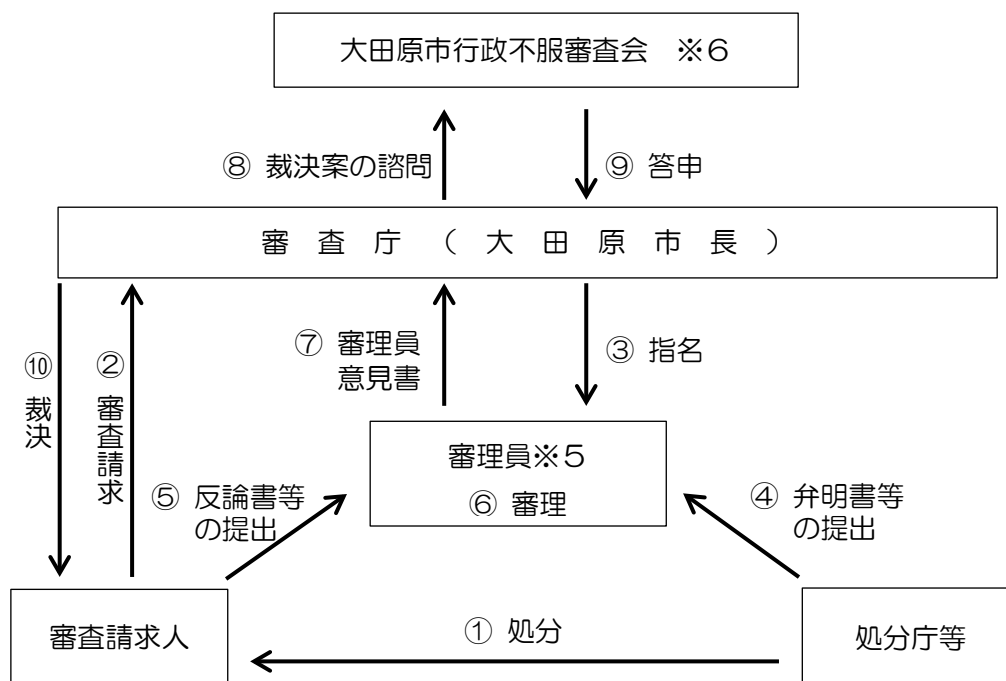


一般的な審理の流れ



※5 審理員：審理員は、審査庁に所属し、審査請求に係る処分に関わっていない職員のうちから、審査庁が指名します。

※6 大田原市行政不服審査会：公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する5人の委員で組織します。審査庁の裁決案について、妥当性をチェックする附属機関です。